

裁判官増員の現状と課題

—地域司法の充実とかかわらせて—

明治大学政治経済学部・西川伸一

nisikawa1116★gmail.com (★→@)

<http://www.nishikawashin-ichi.net>

Twitter:@azusayui

現状のまとめ

- ①裁判官は徐々に増員されてきている。
- ②最高裁のその論拠に「地域司法の充実」はない。
- ③簡裁判事の微減、技能労務職員の激減は、地域司法の充実の観点から問題ではないか。

1

1 地域司法の充実と裁判官の増員

地域司法充実基本法案2条2項

この法律において、「地域司法の充実」とは、前項の裁判所、検察庁並びに司法関係施設において取り扱う事件および事務の拡充、新設及び増設、職員の増員、その他前項に定める司法権並びにその人的設備及び物的設備の充実をいう。

日弁連の主張

「裁判所に裁判官がいない状況や、裁判官がいても裁判ができない状況が改善されなければなりません。／その実現のためにも裁判官の大幅増員が必要なのです」(日弁連 2010:3)。

2

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14



★裁判官の増員は地域司法の充実に欠かせない課題

「地域司法の基盤整備に関する会長声明」(2016.1.18)

村越進会長「これらの前進〔日弁連と最高裁が民事司法の基盤整備についてはじめて協議〕を踏まえても、地域司法の基盤整備に関し、取り組むべき課題は依然残されていると言わざるを得ない。／例えば、多くの事件を日常的に抱えている裁判官について、その増員は喫緊の課題である」。

3

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

「矢鴨裁判官の「告白」」

「私はこれまで二一年余り裁判官として生きてきた。そして、その七カ所の任地のうち三カ所は仕事に追われた地獄のような生活であり、一カ所はかなりきつかった。(略)比較的余裕のある三カ所は地方の本庁であり、四カ所はいずれも支部であった。(略)今の状態は、裁判官にとっても悲劇であるが、早くこの任地を去る日が来るのを指折り数えて日を送っているような裁判官に裁判を受けるのは、国民にとってはもっと悲劇であろう。／いかなる司法改革も、裁判官の大幅増員がなければ絵に描いた餅にすぎない」(日本裁判官ネットワーク 1999:107-109)。

4

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

「矢鴨裁判官」宮本敦(30期)

1978.4和歌山地補→1981.4横浜家地川崎支→1984.4
松山地家今治支→1987.4高知地家→1991.4鳥取地家米
子支→1995.4神戸地家姫路支兼社支部長→1999.4岡山
地家→2002.6依願退官、弁護士登録(岡山弁護士会)

「「矢鴨」とは、矢に射抜かれて身動きが不自由になった鴨のことである。(略)「矢鴨裁判官」とは、この矢鴨のように、しかも多くの仕事の矢で射抜かれて、身動きができなくなった裁判官のことで、私自身の状態をなぞらえて忙しくて悲鳴をあげている裁判官のことをこう呼んでいるのである」(同：91)。

★支部勤務は「矢鴨」化を助長。

5

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」(2001.6.12)

「審理の充実を図りながら民事訴訟事件の審理期間を半減するためには(略)裁判官及び裁判所関係職員的大幅増員等裁判所の人的体制を充実強化すべきである」

「裁判所の人的体制の現状を見ると、例えば、裁判官数が足りないことにより、裁判官の負担過多、大型事件等の長期化などの深刻な事態が生じているなどの指摘がある。(略)全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員することが不可欠である。(略)(注)最高裁判所からは(略)向後10年程度の期間に500名程度の裁判官の増員が必要となり(略)との試算が示されている」

★地域司法の充実という観点はない。

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

拙著(2005)『日本司法の逆説』五月書房

「裁判官が極端に不足しているため、ずさんな判決が言い渡されるなどの現象が多く生じている(略)。解決策は裁判官の増員しかないのだ。(略)人口一〇万人あたりの裁判官数はわが国では一・八七人にすぎず(略)イギリスの七・二五人、フランスの八・七八人にもほど遠い。せめて両国の水準に近づくため、数千人規模の増員を目指すべきではないか」(西川 2005: 42-44)。

★地域司法の充実という観点はない。



関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

2 裁判官は増えてきている

泉徳治元最高裁判事の「諦念」

「裁判所には独自の財源も法案提出権もなく、裁判官一人を増員する権限も持たない。時代の必要に応じて国の財源をどこに割り当てるかを決めるのは政府である。裁判所は、配分された予算の中で全力を挙げるほかないのである」(泉 2013:326)。

★法案提出権は法務省がもつ。

★裁判官増員は裁判所職員定員法の改正による。

いずみ・とくじ(1939-)



裁判所職員定員法(平成二八年六月三日法律第五二号)

第1条 下級裁判所の裁判官の員数は次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	一、九八五人
判事補	一、〇〇〇人
簡易裁判所判事	八〇六人

★法改正が毎年なされ、裁判官の定員は少しずつ増えている。

★裁判官の実数も少しずつ増えている。

9

裁判所職員はどのくらい増えているのか

①定員

②実数

	2003年	2016年	増加率		2003年	2014年	増加率
判事	1450	1985	136.9%	判事	1424	1915*	133.5%
判事補	829	1000	120.6%	判事補	825	832	100.8%
簡裁判事	794	806	101.5%	簡裁判事	778	776	99.7%
総数	3073	3791	123.4%	総数	3027	3484	115.1%
一般職	21673	21918	101.1%	一般職	21821	21760	99.7%

★「大幅増員」とは言いがたい。

★実数で増えているのは判事のみ。

★簡裁判事と一般職が増えていないのは、地域司法充実の観点で問題はないか。

*判事のみ2015年の実数。

(2016.3.16衆院法務委員会・堀田眞哉
最高裁事務総局人事局長答弁)

10

定員・実数の経年変化(裁判官)							関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14		
年度	判事 (定員)	判事 (実数)	判事補 (定員)	判事補 (実数)	簡裁判事 (定員)	簡裁判事 (実数)	総数(定員) <a>	総数(実数) 	定員充足率 (%)/<a>
2003	1450	1424	829	825	794	778	3073	3027	98.50
2004	1517	1468	845	840	806	784	3168	3092	97.60
2005	1557	1509	880	877	806	764	3243	3150	97.13
2006	1597	1546	915	904	806	745	3318	3195	96.29
2007	1637	1595	950	872	806	728	3303	3195	96.73
2008	1677	1630	985	880	806	739	3468	3249	93.69
2009	1717	1667	1020	898	806	743	3543	3308	93.37
2010	1782	1758	1000	862	806	744	3588	3364	93.76
2011	1827	1800	1000	864	806	743	3633	3407	93.78
2012	1857	1825	1000	863	806	761	3663	3449	94.16
2013	1889	1846	1000	848	806	773	3695	3467	93.83
2014	1921	1876	1000	832	806	776	3727	3484	93.48
2015	1953	1915	1000		806		3759	2014年度までの実数は 木佐(2016:64)による。	
2016	1985		1000		806		3791		

定員・実数の経年変化(一般職)				関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14	
年度	定員<c>	実数<d>	充足率(%)<d>/<c>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 弁護士白書と木佐著で なぜ実数が食い違うのか？ </div> 例)2014年(度)の裁判官数 弁護士白書:2944人 木佐著:2731人 (=1876+832+23) 注1)弁護士白書は各年4月現在、 木佐著は各年12月1日現在。 注2)「判検交流や数百名に及ぶ派遣・出向裁判官の実数が控除されたものかどうかは不明である」(木佐 2016:66)。	
2003	21673	21821	100.68		
2004	22073	21837	98.93		
2005	22083	21811	98.77		
2006	22086	21812	98.76		
2007	22086	21851	98.94		
2008	22086	21897	99.14		
2009	22089	21952	99.38		
2010	22089	21886	99.08		
2011	22089	21843	98.89		
2012	22059	21755	98.62		
2013	22026	21760	98.79		
2014	21990	21704	98.70		
2015	21954				
2016	21918				

作成参照:同上。

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

3 定員法の国会審議はどうなっているのか

毎年改正される裁判所職員定員法

★審議の共通する特徴

- ①通常国会に閣法として提出され、その会期中に可決・成立
- ②付託委員会は衆参ともに法務委員会
- ③衆議院先議
- ④衆参それぞれの委員会審議回数は2～3回
(法相による趣旨説明→質疑→討論→採決)
- ⑤議決はすべて全会一致だったが、2015年と2016年は賛成多数。

13

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

裁判所職員定員法の一部を改正する法律の審議経過(2009～2014)

年(国会 回次)	衆院委員会 付託日	審議回数	同議決 日	反対 会派	衆院本会議 議決日	反対 会派	参院委員会 付託日	審議回数	同議決 日	反対 会派	参院本会議 議決日	反対 会派
2009 (171)	3.10	2	3.17	なし	3.19	なし	3.25	2	3.30	なし	3.31	なし
2010 (174)	3.4	2	3.12	なし	3.16	なし	3.17	2	3.25	なし	3.26	なし
2011 (177)	3.24	2	3.30	なし	3.31	なし	4.11	2	4.14	なし	4.15	なし
2012 (180)	7.26	2	7.31	なし	7.31	なし	8.27	1	8.28	なし	8.29	なし
2013 (183)	3.19	3	3.26	なし	3.28	なし	4.24	4	5.9	なし	5.10	なし
2014 (186)	3.6	2	3.14	なし	3.18	なし	3.24	2	3.27	なし	3.28	なし

国会会議録検索システムより報告者作成。

14

裁判所職員定員法の一部を改正する法律の審議経過(2015～2016)

年(国会 回次)	衆院委員会 付託日	審議回数	同議決 日	反対 会派	衆院本会議 議決日	反対 会派	参院委員会 付託	審議回数	同議決 日	反対 会派	参院本会議 議決日	反対 会派
2015 (189)	4.13	3	4.17	民主、 共産	4.21	民主、 共産	5.11	3	5.14	民主、 共産	5.15	民主、 共産、 ほか
2016 (190)	3.8	3	3.18	共産	3.22	共産	5.18	2	5.24	共産	5.25	共産

2016年改正法案の審議経過

作成参照:同上。

- ①法務大臣による衆参の法務委員会における国会提出の報告：
(衆:2月23日/参:3月8日)
岩城光英法相「司法の中核をなす裁判所の体制の充実強化等
を図るため、判事の増員などを内容とする裁判所職員定員法の
一部を改正する法律案を今国会に提出しました」

15

- ②衆院法務委員会における法相による法案趣旨説明:3月9日
「要点」 (同委付託は3月8日)

「第一点は、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理
を図るため、判事の員数を三十二人増加しようとするものです。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少
しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件
の適正かつ迅速な処理等を図るため、裁判所書記官等を四十人
増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び
効率化することに伴い、技能労務職員等を七十六人減員し、以
上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六
人減少しようとするものであります。」

16

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

③同委における質疑:3月16日9時～11時33分

最高裁事務総局総務局長、人事局長、経理局長、民事局長兼
行政局長、刑事局長出席

質疑者:若狭勝(自民)、階猛(民主)、井出庸生(維新の党)、
畑野君枝(共産)、木下智彦(おおさか維新の会)

④同委における討論・採決・附帯決議:

3月18日12時11分～12時19分

討論(畑野のみ):最高裁が定員合理化計画*に協力し、定員削減をさらに推し進めることは、国民の裁判を受ける権利の保障を後退させることになり、到底認めることはできません。

⑤採決:賛成多数(共産反対)

17

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

⑥衆院本会議議決:3月22日(共産反対)

⑦参院法務委員会付託:5月18日

⑧委員会審議:趣旨説明5月19日、質疑・採決5月24日

⑨参院本会議議決:5月25日(共産反対)=成立 (共産反対)

参考)2014年改正法参院法務委員会質疑(2014年3月27日):

仁比聡平(共産)質疑:今度の法案について、判事、書記官を増員することは司法の充実に資するものですから私どもも法案には賛成をいたしますが、しかし、裁判所職員のこの定数、定員ということについての考え方、これ数字だけで先に申し上げると、裁判所職員全体で八十人削減ということになるわけですが、これが本当にいいのかということを少し議論させていただきたいと思うんですね。

18

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

年度別の裁判所職員数の増減

国会会議録検索システムより報告者作成。

年度	判事	判事補	簡裁判事	書記官等	技能労務職員等	一般職増減	提案時の法相
2003	+30	+15	0	+252	-243事務官等	+9	森山真弓(自民)
2004	+67	+16	+12	+207	-197事務官等	+10	野沢太三(自民)
2005	+40	+35	0	+195	-185事務官等	+10	南野知恵子(自民)
2006	+40	+35	0	+151	-148事務官等	+3	杉浦正健(自民)
2007	+40	+35	0	0	0	0	長勢甚遠(自民)
2008	+40	+35	0	0	0	0	鳩山邦夫(自民)
2009	+40	+35	0	+130	-127	+3	森英介(自民)
2010	+65	-20	0	0	0	0	千葉景子(民主)
2011	+45	0	0	0	0	0	江田五月(民主)
2012	+30	0	0	+80	-110	-30	滝実(民主)
2013	+32	0	0	+48	-81	-33	谷垣禎一(自民)
2014	+32	0	0	+44	-80	-36	谷垣禎一(自民)
2015	+32	0	0	+40	-76	-36	上川陽子(自民)
2016	+32	0	0	+40	-76	-36	岩城光英(自民)

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

4 裁判所職員数の増減に関する最高裁の主張**Q1:なぜ裁判官の大幅増員ができないのか**

「判事の給源が限られておりまして、一度に増員するということが困難でありますため」(2016年3月16日衆院法務委員会・中村慎総務局長答弁)

参考)判事補任官者数(59期～68期)

年度(期数)	修習終了者数	判事補任官者数	うち女性	任官日
2005(59)	1386	115	35	2006.10
2006.4(現行60)	1397	52	18	2007.9.20
2006.11(新60)	979	66	25	2008.1.16
2007.4(現行61)	609	24	7	2008.9.20
2007.11(新61)	1731	75	29	2009.1.16

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

年度(期数)	修習終了者数	判事補任官者数	うち女性	任官日
2008.4(現行62)	354	7	1	2009.9.20
2008.11(新62)	1992	99	33	2010.1.16
2009.4(現行63)	195	4	0	2010.9.20
2009.11(新63)	1949	98	31	2011.1.16
2010.4(現行46)	161	4	0	2011.9.20
2010.11(新64)	1991	98	34	2012.1.16
2011.7(現行65)	69	4		2013.1.16
2011.11(新65)	2011	88		2013.1.16
2012(66)	2034	96	31	2014.1.16
2013(67)	1973	101	29	2015.1.16
2014(68)	1766	91	38	2016.1.16

『裁判所時報』各号より報告者作成。

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

Q2:なぜ裁判官と書記官を増員するのか

「地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正かつ迅速な処理を図るため」(2003年3月25日・森山真弓法相答弁)

「民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢整備を図る等のため」(2009年3月11日・森英介法相答弁)

「民事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るため」(判事)

「民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため」(書記官)(2012年7月27日・滝実法相答弁)

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

「民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため」(2013年3月13日・谷垣禎一法相答弁)

★2014年と2015年も同文、2016年は「処理」のあとに「等」が付く(8頁スライド16)。

Q3:なぜ技能労務職員等(事務官等)を減員するのか

「政府の定員合理化計画への協力として(略)裁判所としてできる限りの努力を行っておる」(2012年2月22日・戸倉三郎最高裁事務総局総務局長答弁)

参考)「平成18年度以降の定員管理について」(2005年10月4日閣議決定)

「平成22年度以降の定員管理について」(2009年7月1日閣議決定)

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(2014年7月25日閣議決定)

23

関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会／2016.11.14

今後の課題

- ①裁判官の大幅増員には給源の多様化が不可欠。
- ②「地域司法の充実」を国会議員にどうインプットするか。
- ③「司法行革」への圧力をどうはねかえすか。

参考文献

泉徳治(2013)『私の最高裁判所論』日本評論社。

最高裁事務総局編『裁判所時報』(各年版)法曹会。

木佐茂男(2016)『行政改革と行政裁判』日本評論社。

「国会会議録検索システム」

西川伸一(2005)『日本司法の逆説』五月書房。

日本裁判官ネットワーク(1999)『裁判官は訴える!』講談社。

日本弁護士連合会(2010)『裁判官を増やそう!』

24